(iv) 排除措置命令の発出
(v) 課徴金納付命令の発出（納付者に対して事前又は同時に排除措置命令が発出されていない場合に限る。）
(b) スイスの競争当局については、カルテル法第三十条第一項の規定に従った競争委員会事務局からの提案の発出に先立つできる限り早い時
5 この条の規定に基づく通報については、通報を受けた競争当局が自国の重要な利益への影響について当初の評価を行うことができるよう、十分詳細な内容を伴うものとする。

第十一条 執行活動における協力

一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令及び重要な利益に適合する限りにおいて、他方の締約国政府の競争当局に対し、その執行活動について支援を提供する。

第十二条 情報の交換

前条に規定する協力のために、一方の締約国政府の競争当局は、自国の法令及び重要な利益に適合する限りにおいて、次のことを行う。
(a) 他方の締約国の領域における競争に対しても悪影響を及ぼす可能性があると認める反競争的行為に関係する自己の執行活動について、他方の締約国政府の競争当局に通報すること。
(b) 他方の締約国政府の競争当局に対し、反競争的行為に関する重要な情報（自己が保有し、かつ、その注意の対象となっているものに限る。）であって、当該他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連し、又はその執行活動を正当化する可能性があると認めるものを提供すること。
(c) 要請があった場合には、この章の規定に従い、他方の締約国政府の競争当局に対し、自己が保有する情報であって、当該他方の締約国政府の競争当局の執行活動に関連するものを提供すること。

第十三条 執行活動の調整

1 両競争当局が相互に関連する事案に関して執行活動を行う場合には、
(a) 両競争当局は、それぞれの執行活動の調整について検討する。
(b) 一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局の要請があった場合で、自国の重要な利益に適合する限りにおいて、当該執行活動に関連して秘密の情報を提供した自然人又は企業に対し、当該情報を当該他方の締約国政府の競争当局に共有することに同意するか否かを照会することを検討する。
2 両競争当局は、特定の執行活動の調整を行うべきか否かを検討するに当たり、特に次の要素を考慮する。
(a) 当該執行活動の目的を達成する上で両競争当局が有する能力に対して当該調整が及ぼす効果
(b) 当該執行活動に必要な情報を入手する上で両競争当局が有する相対的な能力
(c) いずれかの締約国政府の競争当局が、関係の反競争的行為に対して効果的な排除に係る措置を確保することができる程度
(d) 両締約国政府及び当該執行活動の対象である自然人又は企業にとっての費用の削減の可能性
(e) 排除に係る措置の調整が両締約国政府及び当該執行活動の対象である自然人又は企業にもたらす潜在的な利益
3 一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局に適切な通報を行うことを条件として、執行活動の調整をいつでも限定し、又は終了し、及び自己の執行活動を独自に行うことができる。

第十四条 一方の締約国における反競争的行為であって、他方の締約国の利益に悪影響を及ぼすものに関する協力

1 一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国の領域において行われた反競争的行為が自国の重要な利益に悪影響を及ぼすと信ずる場合には、管轄権に関する紛争を回避する重要性に留意して、及び他方の締約国政府の競争当局が当該反競争的行為に関してより効果的な執行活動を行うことができる可能性があることに留意して、当該他方の締約国政府の競争当局に対して適切な執行活動を開始するよう要請することができる。
2 1の規定に基づく要請には、反競争的行為の性質及び当該反競争的行為が当該要請を行う競争当局の側の締約国の重要な利益に及ぼす影響について、できる限り具体的な説明を付すものとし、また、当該要請を行う競争当局として提供が可能である追加的な情報その他協力についての申出を含める。
3 1の規定に基づく要請を受けた競争当局は、当該要請において特定される反競争的行為に関し、執行活動を開始するか否か、又は現に行われている執行活動を拡大するか否かを慎重に検討する。当該要請を受けた競争当局は、当該要請を行った競争当局に対し、実行可能な限り速やかに自己の決定を通報する。当該要請を受けた競争当局は、執行活動を開始し、又は現に行われている執行活動を拡大する場合には、当該要請を行った競争当局に対し、当該執行活動の結果を通報し、かつ、暫定的な進展のうち重要なものを可能な範囲で通報する。
4 この条のいかなる規定も、要請において特定された反競争的行為について執行活動を行うか否かに関し、当該要請を受けた競争当局が自国の競争法及び執行政策の下で有する裁量を制限するものではなく、また、当該要請を行った競争当局が当該要請を取り下げることを妨げるものでもない。

第十五条 執行活動に関する紛争の回避

1 一方の締約国政府は、自国の法律の枠組みにおいて、かつ、自国の重要な利益に適合する限りにおいて、執行活動のあらゆる局面（執行活動の開始及び範囲に関する決定並びに各事案における制裁その他の排除に係る措置の性質に関する決定を含む。）において、他方の締約国の重要な利益に慎重な考慮を払う。
2 一方の締約国政府が他方の締約国政府の特定の執行活動により自国の重要な利益に影響が及ぼされる可能性があると当該一方の締約国政府が認める場合には、両締約国政府は、利害の競合を適切に調整しようとするに当たり、次の要素その他関連し得る要素を考慮すべきである。
(a) 執行活動を行う側の締約国の領域における行動又は取引が、反競争的行為について、他方の締約国の領域における行動又は取引に比して有している相対的な重要性
(b) 反競争的行為がそれぞれの締約国の重要な利益に及ぼす相対的な影響
(c) 反競争的行為に関与している者が、執行活動を行う側の締約国の領域における消費者、供給者又は競争者に影響を及ぼす意図を有することに関する証拠の存否
(d) 反競争的行為が各締約国の市場における競争を実質的に減殺する程度
(e) 一方の締約国政府の執行活動と他方の締約国の法令又は当該他方の締約国の政策若しくは重要な利益との間の抵触又は一貫性の程度
(f) 私人である自然人又は私企業が両締約国による相反する要求の下に置かれることとなるか否か。
(g) 関連する資産及び取引の当事者の所在地
(h) 締約国政府の執行活動が、反競争的行為に対する効果的な制裁その他の排除に係る措置を確保することができる程度
(i) 同一の私人である自然人又は同一の私企業に関する他方の締約国政府の執行活動が影響を受ける程度

第十六条 透明性

一方の締約国政府の競争当局は、次の事項を行う。
(a) 自国の競争法の改正及び反競争的行為に対して取り組むための自国の新たな法令の制定について他方の締約国政府の競争当局に対し速やかに通報すること。
(b) 適当な場合には、自国の競争法に関連して発出し、及び公表した指針又は政策声明の写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。
(c) 適当な場合には、当該一方の締約国政府の競争当局の年次報告その他の公表資料であって、公衆が一般に利用可能であるものの写しを他方の締約国政府の競争当局に提供すること。